

## 就学援助制度について

小浜市では、市内の小・中学校の児童・生徒の保護者に、学用品費・給食費などの支援を行っています。  
期間は4月からの1年間で、毎年申請が必要です。  
年度の途中で申請があった場合は、申請月の翌月から対象になります。

### ＜内容および年間支給額 令和4年度＞

項目 学校	新入学用品費(1年生)※	学用品費	通学用品費 (1年生以外)	校外活動費 (限度額)	修学旅行費 (限度額)	オンライン 学習通信費 (限度額)	給食費	学校病 医療費
小学校	54,060円	11,630円	2,270円	1,600円	22,690円	14,000円	10か月分	保険診療分
中学校	63,000円	22,730円	2,270円	2,310円	60,910円	14,000円	10か月分	保険診療分

※新入学用品費（1年生）は、入学する前年度末に支給します。（別途申請が必要です。）

### ＜対象になる方＞

- 1 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する者） ※要保護者は上記支給項目の一部が支給対象となります。
- 2 (1) 要保護に準ずる程度に困窮しており次のいずれかに該当している者のうち、世帯全体の所得が基準の範囲内の者
  - ア、保護者が職業安定所登録日雇労働者
  - イ、保護者の職業が不安定で生活状態が良くないと認められる者
  - ウ、PTA会費、学級費等の学校納付金が滞りがちである者
  - エ、被服等が良くない者または学用品費等に不自由している者で保護者の生活状態が極めて良くないと認められる者
  - オ、経済的な理由による欠席日数が多い者
- (2) (1) 以外の者で特別の事由により保護者の経済状態が急変し、援助が必要と認められる者

### 所得判定について

所得額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額。事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を差し引いた額です。

世帯員全員の所得を合算します。

住民票の別にかかわらず同じ家屋、同じ住所地に居住している場合は同世帯とみなします。

世帯人員の年齢構成等により援助が認定される所得額は異なります。

### ＜申請の方法＞

申請を希望される方は、学校へ申し出てください。学校から下記書類①②を受け取り必要事項を記入のうえ、居住地の民生委員に署名をもらい、学校へ提出してください。

- ① 就学援助申請書
- ② 就学援助費にかかる収入額・需要額調書
- ③ 添付書類（今年1月1日の住所が小浜市以外の方のみ） 世帯全員の昨年1年間の所得を証明する書類
- ④ 世帯分離をしても住所地が同じである場合は別生計であると証明できる写真や図、電気・ガス・水道の請求書など

### ＜認定＞

教育委員会が提出書類を審査のうえ学校を通じて認定の可否を通知します。

審査において世帯員の構成および所得等を確認するため、関係機関への照会や公簿の閲覧を行います。

### ＜注意事項＞

所得が無い場合でも税金未申告の場合は所得額が確認できないため認定はできません。必ず小浜市役所税務課窓口で市民税申告を行ってください。認定後、給食費等学校納付金に滞納がある場合は、就学援助費を滞納額に充当します。